

# 森ノ宮医療大学

平成 25 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 26 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 森ノ宮医療大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、森ノ宮医療大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は、大学の「ミッション」として明確に定められ、大学の個性・特色を明示するとともに、法令に適合し、教育研究組織とも整合している。また、ラテン語で経営理念を表す小冊子「クレド(Credo)」を教職員に配付して、建学の精神、学園の精神、基本理念、「ミッション」及び「行動指針」の周知を図っている。更に、大学の「ミッション」は三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映されている。

#### 「基準2. 学修と教授」について

大学のアドミッションポリシーは、明確であり、入学定員及び収容定員に沿った学生数を確保している。教育目標を踏まえたカリキュラムポリシーに基づいて、教育課程は概ね体系的に編成されている。成績評価基準は、学則及び「森ノ宮医療大学在学生の試験に関する規程」に定められており、適切に運用されている。教育目的の達成状況の点検・評価については、授業アンケートの実施、リフレクションペーパーを用いた授業改善などに加えて、「公開授業週間」を設けて、教員相互の研さんを図るなどの工夫がされている。大学の教育目的に即して、教員が適切に配置されている。また、学修環境については、運動場などに特区制度が適用されていて更なる整備が期待されるものの、基本的な教育環境は備えている。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為において、教育基本法、学校教育法などの法令遵守を掲げるとともに、使命・目的の実現に向けた組織体制を構築し、諸規定を整備して、経営の規律を保っている。また、教育情報・財務情報については、適切に公表されている。

経営の意思決定機関である理事会は適切に機能しており、教学の意思決定組織や関係規定も整備されている中で、学長のリーダーシップは適切に発揮されている。また、業務執行に必要な管理体制は構築され、機能しており、会計処理、会計監査も適切に行われている。

法人の帰属収支は、各年度、概ね均衡が図られており、適切な財務運営が行われている。

#### 「基準4. 自己点検・評価」について

エビデンスに基づく自己点検・評価の結果としてのPDCAサイクルの構築とその運用については、確立に向けて更なる努力を期待するが、「自己点検・評価・FSD委員会」を中心とした自己点検・評価の体制は構築されている。学生・教職員に関係する各種データ、

財務に関するデータなどは、学内で共有・活用されている。

総じて、大学の掲げる使命・目的の重要性と、その個性・特色は評価でき、大学の今後の発展に期待したい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 【理由】

建学の精神「臨床に優れ、かつ豊かな人間性に裏打ちされた医療人を育成する」、学園の精神「生命（いのち）への愛と畏敬」及び基本理念「人によりそい幸福（しあわせ）を希（ねが）う学園」を基盤とし、大学の「ミッション」を「私たちは、伝統医学と現代医学の融和をはかり、豊かな感性と科学的思考を備えた高度な医療人を育てます」という具体的かつ簡潔な文章で明示している。

また、「ミッション」を達成するために、六つの項目からなる「ビジョン」を策定し、「ビジョン」を踏まえて、教職員の共通の価値基準として、12 項目からなる「行動指針」を定めている。

##### 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

###### 1-2-① 個性・特色の明示

###### 1-2-② 法令への適合

###### 1-2-③ 変化への対応

##### 【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

##### 【理由】

大学の個性・特色は「伝統医学と現代医学の融和と補完を通じた統合医療の実践者を輩

出する」ことであり、保健医療学部並びに同学部の三つの学科及び鍼灸学科に置かれた二つのコースの人材養成の目的は、学則に明確に定められおり、学校教育法第 83 条に照らして適切である。また、大学院学則に研究科の教育研究上の目的が定められている。

法人は創立 40 周年、大学開学 6 年を機に、「中期計画 森ノ宮 Progression in Quality (平成 26(2014)年 4 月 1 日～平成 30(2018)年 3 月 31 日)」を策定中であり、「ミッション」「ビジョン」及び「行動指針」の見直しと明文化を行っているところである。

#### 【参考意見】

○大学院学則において、大学院研究科の教育研究上の目的は明確に定められているが、人材の養成に関する目的については、大学院設置認可申請書とその概要が大学のホームページに公表されているものの、大学院学則に明確に示されていないので、明確に定めることが望ましい。

### 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

#### 【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

#### 【理由】

「ミッション」については、入学案内、募集要項、学生便覧、ホームページなどさまざまな媒体で、ニーズに合わせて若干の表現を変えているものの、学内外に周知されている。具体的には、入学試験要項には、建学の精神、教育目標及び三つの方針が記載されており、学生便覧には、大学、学部及び各学科の教育目標が記載されている。また、ホームページには、建学の精神、教育理念、教育目標及び学科ごとの三つの方針が明確に記載されている。

建学の精神、学園の精神、基本理念、「ミッション」及び「行動指針」を記載した「クレド(Credo)」を役員及び全教職員に配付し、周知を図っている。

大学の「ミッション」すなわち「私たちは、伝統医学と現代医学の融和をはかり、豊かな感性と科学的思考を備えた高度な医療人を育てます」は、学科ごとに定められた三つの方針に反映されている。

鍼灸学科、理学療法学科及び看護学科から成る保健医療学部という教育研究組織の構成と大学の「ミッション」とは、整合性を持っている。

### 基準 2. 学修と教授

#### 【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

## 2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 【理由】

各学科、研究科それぞれのアドミッションポリシーが定められており、アドミッションポリシーは入学試験要項、学生便覧などにより学内外への周知を図っている。高等学校、予備校などに対する学生募集については、近畿圏に限らず九州、四国や北陸へ出向いて活動しており、また、特別講義、見学会、大学説明会などのイベントを通してアドミッションポリシーの周知を図り、多くの参加者を集めている。

AO 入試、公募推薦入試、特別特待生入試、一般入試、社会人入試と多様な入試制度を設け、また、全ての入試に面談・面接試験を導入して、アドミッションポリシーに沿った適切な受入れ学生数が維持されている。

## 2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### 【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 【理由】

大学の教育目標、学部及び学科の教育目標、研究科の教育目標が明示されており、それらを踏まえて、各学科、研究科のカリキュラムポリシーを明確に示している。教養科目群で大学の教育目標である「伝統医学と現代医学の融和と補完」に沿い、工夫した編成がなされている。大学院においても東洋医学系科目を複数配置しており、編成について工夫している。先修条件を設定し、順序立てて学修体系を整備することにより、学生の学修理解度を高めるよう工夫している。CAP 制については、年間の上限単位が示され、その妥当性について教務委員会において審議され、適切に運用されている。

## 2-3 学修及び授業の支援

- 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

**【評価結果】**

基準項目 2-3 を満たしている。

**【理由】**

教員と職員の協働により「学習支援センター」が運営されている。担任制及びチューターに加えて、保護者との懇談の機会（教育後援会）を設け、学修状況について保護者への説明を行い、相談を受けることにより、学修に関する家庭との連携も強化している。

「学習支援センター」において、医療資格を持つ卒業生をセンターアドバイザー、アシスタントとして採用し、主として国家試験などを対象に学修支援を行っている。また、成績下位者のフォローについて丁寧に実施されている。

また前期・後期に行われる全学生を対象にした授業アンケートでは、分析した情報を共有することにより、教育の質の維持・向上を図るとともに、学生自身の授業・学修に対する意識向上も図っている。

**2-4 単位認定、卒業・修了認定等**

**2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用**

**【評価結果】**

基準項目 2-4 を満たしている。

**【理由】**

卒業要件単位数は適切に定められている。成績評価基準は、学則及び「在学生の試験に関する規程」に定められている。編入学・転学を除いて、他大学などにおける既修得単位数の認定上限を学則において設定している。更に「森ノ宮医療大学教務規程」で GPA(Grade Point Average)制度、単位認定、進級及び卒業要件について定めるとともに、学生便覧でわかりやすく解説している。大学院については、学則で単位の認定、審査の方法及び学位授与の要件を定め、学位に関しても「森ノ宮医療大学学位規程」で定めている。

**2-5 キャリアガイダンス**

**2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備**

**【評価結果】**

基準項目 2-5 を満たしている。

**【理由】**

各学科の1年前期に「キャリアデザイン」を必修科目として設けて、将来のキャリアデザインの必要性和重要性を理解させる工夫をしている。学生支援委員会及びその下部組織として進路支援部会を設け、学生支援室と連携して就職・進学に関する相談を受け、助言する体制を構築している。学外臨床実習スケジュールが大学案内に学科ごとに簡潔に記載されている。低学年時から職業観の醸成を行っており、キャリアデザインの支援体制が整

備されている。インターンシップについては導入されていないが、医療系の学科であり、資格取得のために臨床実習が課せられており、インターンシップの代替機能を担っている。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

#### 【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

#### 【理由】

授業アンケートが実施され、学生の意見をもとに教員がリフレクションペーパーを作成し、結果が教職員間で共有され、改善点が明示されることで授業改善につなげている。また、教員の相互研さんを目的に「公開授業週間」を設け、教職員を含め、最低1科目以上の授業見学を義務付け、更に報告会の実施や評価結果が各教員にフィードバックされることで、教員の授業改善へつながっている。授業アンケートや公開授業での評価結果が良くない教員に対する対応も検討されており、教育効果に期待したい。

学生面談や対策講座(特別講義)、先輩による指導を継続して実施することで、鍼灸学科、理学療法学科ともに国家試験合格率が向上しており、特に理学療法学科の国家試験合格率が大幅に向上している。

## 2-7 学生サービス

### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

#### 【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

#### 【理由】

学生支援委員会、学生支援室などが連携して学生サービスや厚生補導などを行っている。学生満足度調査の結果については学内で報告会が行われ、教職員の間で情報が共有され、学生のニーズが把握された上での対応が図られている。調査の結果が教職員だけではなく、学生にもフィードバックされており、学生生活の改善につながっている。

学生支援体制については大学独自の奨学金制度の整備、特区制度を利用した近隣の国際レベルの競技が可能なスポーツ施設の利用による課外活動支援が行われている。また、最近問題とされているメンタル面の支援が必要な学生に対するカウンセリング室の対応、メンタル面も含めた体調不良者に対する医務室と学生相談室での支援、更に担当教員による支援など、手厚い学生支援体制が整備されている。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

**【評価結果】**

基準項目 2-8 を満たしている。

**【理由】**

大学設置基準で定める必要教員数及び教授数、大学院設置基準で定める研究指導教員数及び研究指導補助教員数を上回って配置しており、年齢構成も適切である。教員採用に当たっては、原則として、公募制を採用し、若手教員の登用を強く意識していることから、適切な教員配置を維持している。

教員の資質・能力向上への取組みとして、学術セミナーの開催、「自己点検・評価・FSD委員会」が中心となる教員評価や公開授業週間の実施など、大学教育の新たな取組みが実施されている。また、実施後の評価を全教職員対象に実施している。

教養教育実施のための組織上の措置については今後の取組みに期待されるものの、豊かな人間性と柔軟な思考を養うことを目的に、各学科のカリキュラムに、科学的思考、人間理解と社会、語学の項目からなる教養科目群を編成し、更に保健医療に関する学部共通教育科目群を開講し、実践力の基礎となる知識・科学的思考・幅広い教養を修得する取組みを行っている。また、主要授業科目は専任の教授・准教授が担当しており、兼任教員による授業は必要最小限とする努力を行っている。

**【参考意見】**

○教養教育科目の実施・運用体制について、更に組織的な取組みが望まれる。

**2-9 教育環境の整備**

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

**【評価結果】**

基準項目 2-9 を満たしている。

**【理由】**

全ての建物は、耐震基準を満たしている。また、校地や施設、設備については設置基準を満たしている。図書館は、情報センターとしての機能も備えて適切に運営・管理されている。図書の選定、食堂のメニュー改善などに学生の意見や要望を反映させる工夫を行い、教育環境の整備が行われている。施設・設備の管理運営については、施設設備会議が定期的開催されており、安全性の確保、利便性の配慮などについて問題解決が図られている。また、省エネ及び節電対策についても、施設設備会議において議論されており、大学全体

として検討されている。防災訓練が実施され、避難経路などが明示、周知されている。

運動場及び体育施設については、近隣の施設を賃借して教育環境を整えており、送迎バスを運行して学生の利便を図っている。

受講生が多い科目は、2クラスに分けるなど、クラスサイズを適切に保つ工夫が行われている。

### 基準3. 経営・管理と財務

#### 【評価結果】

基準3を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

#### 【評価結果】

基準項目3-1を満たしている。

#### 【理由】

経営の規律については寄附行為を始めとする各規定が整備されて、適切に運営されている。

使命・目的について「事業計画書」や「事業報告書」の作成に際して詳細な検証が行われており、その実現に向けて継続的な努力がなされている。

各規定は、学校教育法、私立学校法、設置基準などに則って制定されており、また、人権問題、個人情報保護、公益通報、危機管理、研究上の倫理、公的研究費の適正な執行など、環境保全、人権及び安全に対する規定などの整備もされて、教職員に対しても各専門委員会や説明会などを通じて啓発、周知に努力している。

ホームページには教育情報や財務情報がグラフや表を使ってわかりやすく、かつ、詳細に掲載されている。

#### 3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### 【評価結果】

基準項目3-2を満たしている。

**【理由】**

理事会については、適切に開催されており、私立学校法及び寄附行為に則った審議・決定が行われ、適切に運営されている。理事、監事の出席率も非常に高く、選考についても私立学校法及び寄附行為に則って実施されている。

主に教学に関する協議を管理運営会議で行うとともに、理事会での審議事項を事前に常任理事会で調整するなど、業務の円滑な遂行に努めており、大学の使命・目的の達成に向けて、戦略的意思決定ができる体制が構築されて、適切に機能している。

**3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ**

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

**【評価結果】**

基準項目 3-3 を満たしている。

**【理由】**

学則や「森ノ宮医療大学教授会規程」などに、教育に関する大学の意思決定の中心的機関は教授会・研究科委員会である旨を規定している。教授会の下部組織として各種専門委員会が置かれ、教授会における専門事項について検討あるいは意見の調整が行われている。また、学科会議を開催して、各学科の懸案事項について検討・審議し、教授会で報告あるいは審議することになっている。

教学の意思決定組織や関連規定も整備されており、学長のリーダーシップが適切に発揮できる体制を整えている。

**3-4 コミュニケーションとガバナンス**

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

**【評価結果】**

基準項目 3-4 を満たしている。

**【理由】**

大学の管理運営に関しては、法人・大学間のコミュニケーション機能とチェック機能を有する管理運営会議を設けて、意思決定の円滑化及び相互の連携を適切に行っている。

監事及び評議員の選考に関する規定が整備され、かつ、適切に選任されていて、出席状況も良好である。また、監事は、学校法人の業務や財産についても意見を述べるなど、ガバナンスがよく機能している。

更に、大学管理職員による事務連絡会に加えて、理事長、法人本部長も参加する拡大事

務連絡会を平成 25(2013)年度から開催しており、理事長をはじめとする役員と事務部門間の意思疎通や情報の共有だけでなく、ボトムアップ体制の構築にも努めている。

### 3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### 【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

#### 【理由】

事務組織については「学校法人森ノ宮医療学園組織規程」や「学校法人森ノ宮医療学園業務分掌規程」に基づいて構築され、業務の円滑な遂行に必要な職員が適切に配置されている。また、法人本部に新たに事務局長が就任したり、経営管理室を設けたりするなど、法人本部の機能強化も進めている。

「自己点検・評価・FSD 委員会」が中心となり、法人経営をより強固にするための人材育成の一環として「ML (マネジメントリーダー) 森ノ宮塾」「NB (ネクストボード) 森ノ宮塾」を開講するなど、職員の資質向上、能力向上のための研修が企画・実施されており、中期計画の策定や教職協働に生かされている。

### 3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

#### 【理由】

帰属収支は、各年度において概ね均衡が図られており、適切な財務運営が確立されている。また、平成 23(2011)年度に看護学科を開設し、志願者数も年々増加しており、学生生徒等納付金収入が安定的に確保されている。

一方、教育研究経費支出及び教育研究用機器備品については、看護学科設置時に整備しているが、引続き教育研究の充実が期待される。

外部資金獲得のための学術研究委員会及び研究支援室が設置されており、順調に件数・金額ともに増加傾向にある。また、補助金申請担当部署が事務局各部署に対して、それぞれが申請可能な補助金の情報を提供している。

中長期的な計画に基づく適切な財務運営が確立されており、収支のバランスが図られている。

### 3-7 会計

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

#### 【理由】

会計処理は、学校法人会計基準や「学校法人森ノ宮医療学園経理規程」などに準拠して、適正に実施されている。内部監査室が科学研究費助成事業の監査を実施している。

また外部監査法人による会計監査及び監事による監査も厳正に実施されている。

監事は、理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務及び財産の状況について適切に監査している。

### 基準 4. 自己点検・評価

#### 【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 4-1 自己点検・評価の適切性

##### 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

##### 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

##### 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

#### 【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

#### 【理由】

自己点検・評価について、「自己点検・評価・FSD 委員会」を設置し、同委員会を中心として、教育及び研究活動に携わる全部門において実施されている。

自己点検・評価体制については、法人本部長を委員長とし、学長、研究科長、学部長、学科長、共通教育部門の代表、学術研究委員会の代表、事務局長、各室長などで構成されており、適切な体制が整備されている。

自己点検・評価の周期は、4年ごとに1回実施することにしており、平成24(2012)年に実施され、その報告書は同年6月に公表されている。

#### 4-2 自己点検・評価の誠実性

##### 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

##### 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

#### 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

##### 【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

##### 【理由】

エビデンスに基づいた自己点検・評価が実施されているが、今後、大学の特長を生かした独自のシステムの構築と PDCA サイクルに基づく運用について、より実効性のある施策の検討が期待される。

学生による授業アンケートや学生・教職員に関する各種データ、財務に関するデータなどは、「自己点検・評価・FSD 委員会」において、機能的に活用されており、分析結果については教職員及び学生の双方に情報発信されている。

また、自己点検・評価の結果などは、大学のホームページなどで学内外に公表している。

#### 4-3 自己点検・評価の有効性

##### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

##### 【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

##### 【理由】

毎年、「事業報告書」と「事業計画書」を作成しており、内容も充実している。今後は「中期計画」と機能的に結び付けることで、教育研究を始めとする大学運営全般の改善・向上が図られることを期待する。

開設間もない大学であるが、評価体制の整備とともに、周期的な自己点検・評価を実施している。今後は、更なる教育研究の充実のために PDCA サイクルを機能させ、改善に向けた取組みが行われることを期待する。

#### 大学独自の基準に対する概評

##### 基準 A. 社会連携

##### A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学資源の社会に対する開放

A-1-② 大学の教育研究上における社会連携

A-1-③ 大学と地域社会との協力関係

##### 【概評】

大学資源の社会に対する開放では、大阪府立急性期・総合医療センターとの共催による市民公開講座の開催、外部機関からの要請による講演依頼への対応、また、図書館の一

般への開放など、人的、物的両面での地域貢献活動が行われている。特に、鍼灸、柔道整復、漢方など伝統医学の貴重な歴史的資料を公開する「はりきゅうミュージアム」は国外からも注目されるなど、大学の施設を積極的に地域社会に開放する取組みは評価できる。

大学の教育研究上における社会連携では、複数の医療施設と相互連携協定を結び、教員の研究成果を活用した連携シンポジウムの開催や臨床と教育、研究の推進を図る取組みが行われている。また大阪府内や近隣大学とのコンソーシアムでは、相互連携を深めることにより大学間の関係構築を目指すとともに、地域貢献を発展させている。

大学の地域社会との協力関係では、大学が設置されている地域や地域住民を対象に医療系大学の特色を活かした健康教育、健康増進や疾病予防活動が行われている。教職員協働のもと、地域貢献活動が展開されており、地域住民の評価も得られている。

地域社会への取組みについては、大学が一体となり地域貢献活動に取り組んでいること、更に学生によるボランティア活動など、大学の教職員及び学生が協働して地域貢献に努力していることについて評価できる。

地域や社会、近隣大学との連携や病院など医療施設との連携協定などによる社会貢献活動の更なる発展を期待したい。



